

商品概要説明書

(平成 17 年 4 月 1 日現在適用中)

1. 商品名	・自由金利型定期預金（呼称：大口定期預金）
2. ご利用できる方	・法人および個人のお客さま
3. 期間	・定型方式 1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年、7 年、10 年 ・満期日指定方式 1 か月超 10 年未満の任意の日を満期日に指定することができます。 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法	・当行本支店窓口にて 1,000 万円以上 1 円単位でお預入れできます。
5. 払戻方法	・その定期預金をお預入れいただいた営業店の窓口にて、満期日以後に元金と利息を一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利息支払 (3)計算方法 (4)課税	・お預入れ時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。（固定金利） ・満期日（自動継続する場合を除きます。）経過後に解約するときは、満期日から解約日までの利率は解約日の普通預金利率を適用します。 ・お預入れ期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・お預入れ期間 2 年以上のものは、中間利払日（お預入れ日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来するお預入れ日の 1 年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、お預入れ日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率 × 70%、小数点第 4 位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算によります。 ・個人のお客さまは分離課税（国税 15%、地方税 5%）法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税）となります。 ・お預入金額が 1,000 万円以上のため、マル優の対象外です。
7. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.50% を上乗せした利率）
8. 中途解約時の取扱い	・やむを得ず満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた別表に定める中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ・中途解約の際、既に中途解約利息以上に中間利息が支払われている場合には、その差額を定期預金元金から差引きさせていただきます。
9. 預金保険の適用	・適用されます。（1 人当たり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。）
10. その他参考となる事項	・金利は店頭の金利表示ボードおよびインターネット上のホームページに表示しています。